

第22回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和
5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第58号 非農地証明の結果報告について

第 6 議 第 91号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議 第 92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第 93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第 94号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 10 議 第 95号 農地転用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第22回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席5番後藤満良委員、議席6番勝見和彦委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第57号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1 ページをお開きください。報告第57号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年11月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は11件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下、議案書を読み上げる) 以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第58号、非農地証明の結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

4ページをお開きください。報告第58号非農地証明の結果報告について、申請件数は5件です。

5ページをお開きください。願い人●●、大字上小松字西石田3219-2、田 168 m²です。非農地となった時期及び事由については、隣接する道路(町道)ができた頃から農地としての利用はしておらず、少なくとも20年以上は現況の利用状況を続けており、今後も農地として利用する計画はない。とのことで、現況雑種地となります。令和6年11月19日に、竹田総一委員、竹田浩徳委員と事務局で現地確認し、申請のとおり相違ないことを確認しております。

6ページをお開きください。願い人●●、大字上小松字西石田3218-4、田 2.54 m²です。非農地となった時期及び事由については、5ページの土地と隣接する土地で、同様の内容になります。こちらも令和6年11月19日に竹田総一委員、竹田浩徳委員と事務局で現地確認を行い、申請のとおり相違ないことを確認しております。

7ページをお開きください。願い人●●、大字西大塚字松森前2282-1、田 247 m²、他 4 筆になります。非農地となった時期及び事由については、平成3年に農地として購入したが湿地帯のため農地使用するための盛土を施す必要があり安価なものを求めていたが集まらず、購入した状態

のままの状況が続いた。隣接する道路工事の残土置場のため県から打診があり、平成17年に一部盛土を施したが用地取得が限定的なものとなり、そのまま農地利用を行わなくなったものです。申請者自身が高齢になったため今後も農地としての利用計画がないため申請するものです。現況雑種地です。令和6年11月19日に竹田総一委員、竹田浩徳委員と事務局で現地調査し、申請のとおり相違ないことを確認しております。

8ページをお開きください。願い人●●、大字下小松字寺ノ下924-2、田 466 m²、他 3 筆になります。非農地となった時期及び事由については、昭和49年ごろから申請地は所有する宅地周辺の農地であり、住宅を建設したころから庭及び家庭菜園として利用してきました。今後も田として利用する予定がないため、非農地申請を行うものです。現況宅地となります。令和6年11月19日に竹田総一委員、竹田浩徳委員と事務局で現地調査し、申請のとおり相違ないことを確認しております。

最後の9ページです。願い人●●、大字洲島字寺田7404-2、田で 121 m²です。非農地となった時期及び事由については、平成15年ごろから宅地内に駐車スペースがなく、自宅へ通じる通路そばの申請地を駐車スペースとして使用しており、農地としての利用はない。現在別の所有者が居住しており、今後も駐車スペースとして利用する計画のため、非農地申請を行うものです。現況宅地となります。令和6年11月19日に竹田総一委員、竹田浩徳委員と事務局で現地調査し、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第91号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。議第91号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字上小松字西横道1715-3、田 259 m²、計田2筆 1,360 m²、破産、破産不動産買受です。

2番、●●、●●、大字西大塚字岡原三2316-14、畑 138 m²、譲渡、経営規模拡大です。

3番、●●、●●、大字下小松字千松寺393、田 213 m²、譲渡、経営規模拡大です。

4番、●●、●●、大字洲島字西原4565、畑 783 m²、譲渡、買戻しです。

5番、●●、●●、大字洲島字八ツ口562-1、畑 56 m²、計畑5筆 1,212 m²、譲渡、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件には該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和6年11月16日に推進委員高橋委員と私で現地調査しました。今回の申請は、破産不動産の買受です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。裁判所で決定した不動産売買金額、総額●●円となりますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、令和6年11月21日に推進委員堀越委員が現地調査しました。今回の申請は、譲渡、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。申請の状況から見て、総額●●円は妥当と判断します。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、議席6番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号3番について、令和6年11月20日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は、譲渡、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。総額●●円は妥当と判断します。

議長 新野 勝廣

次に、番号4番及び5番の件について、本職より報告いたします。

番号4番について、令和6年11月12日に小沼推進委員が現地調査しております。今回の申請は譲渡、買戻しです。譲受人は農業経営者ではありませんが、周辺農地に影響のある場所でなく、下限面積撤廃により許可可能だと思います。申請の状況から総額●●円は妥当と判断しますのでよろしく願います。

続いて番号5番について、同じく小沼推進委員が現地調査しております。今回の申請は譲渡、経営規模拡大です。申請地は周辺農地へ影響がない場所であり、譲受人は所有する田は貸し付けており、畑で野菜を栽培しているのみであるが、下限面積の撤廃により許可可能だと思います。申請の状況から10a 対価●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7議第92号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

12ページをお開きください。議第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字上小松字川原田4711-5、田 3,691 m²のうち 2,720 m²、貸し直し、借り直しです。

2番、●●、●●、大字中小松字柴塚2304-8、田 3,442 m²、離農、農業規模拡大です。

3番、●●、●●、大字西大塚字萱場2721-1、田 356 m²、計田 2筆 694 m²、貸し直し、経営規模拡大です。13ページをお開きください。

4番、●●、●●、大字朴沢字新屋敷1866-1、田 902 m²、計田 4筆 3,041 m²、貸し直し、経営規模拡大です。

今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和6年11月19日に推進委員島貫委員と私が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号2番について、令和6年11月16日に推進委員高橋委員と私が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号3番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号3番について、令和6年11月21日に推進委員堀越委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号4番の件について、議席8番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号4番について、令和6年11月12日に推進委員高橋委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当と判断しますので、よろしくお願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。ご質問ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第93号、農法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

14ページをお開きください。議第93号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字洲島字北河原1007、田 1,895 m²、計田 7 筆 22,150 m²、畑 6 筆 1,900 m²、貸し直し、借り直しです。

今回の申請について、借り人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、番号1番の件について、本職より報告いたします。

番号1番について、令和6年11月12日に、推進委員小沼委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第94号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

15ページをお開きください。議第94号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和6年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番、申請人●●、大字洲島字唐平次5750-2、田 1,500 m²です。農地区分は第1種農地、使用目的は事業用駐車場、申請地に申請人が代表を務める法人の駐車場として造成するものです。また、別段にお配りしております補足資料により補足いたします。補足資料をご覧ください。

資料1ページ、2ページは申請書の内容、3ページが今回の申請地です。転用に係る土地利用計画図については5ページのとおりです。総事業費は●●円、資金調達は全額自己資金です。預金証書により確認しております。汚水・排水は該当ございません。雨水が地下浸透の計画で排水同意が不要な土地であります。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席1番竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号1番について令和6年11月19日に竹田総一委員と私、事務局で現地調査してきました。申請の土地は吉島地内にある第1種農地の田であり、申請者が代表を務める会社の駐車場にするた

めの申請です。転用後は、約 15cmの盛土を行いますが、土留めによる法面保護を行う。周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

休憩を求めます

休憩前に戻ります。

ご質問が無いようですのでお諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第95号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

議第95号、農用地利用集積計画に対する決定について、農地中間管理事業となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。令和6年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをご覧ください。利用権設定各筆明細で、出し手側からの説明になります。番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、10a 対価、備考の順で読み上げます。(以下、議案書を読み上げる)

次のページをご覧ください。受け手側から同様にご説明いたします。(以下、議案書を読み上げる) 以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第22回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年11月25日

川西町農業委員会議長	会長	新野 勝廣
議事録署名委員	5番	後藤 満良
議事録署名委員	6番	勝見 和彦

